



## 人権の花を咲かせよう ①

# 人権について考えよう！

人権の出前講座を気軽に利用していただく

「人権」という言葉に  
対し、難しいイメージを  
持っていませんか？しか  
し、人権は私たちの生活  
にとても密着していること  
なのです。私たちの身の回り  
では今なお、差別や偏見と気づ  
かないまま無意識のうちに、他  
人の人権を傷つけてしまうよう  
なことが起こっています。すべ  
ての人が幸せに暮らしていくた  
めには、人権を取り巻くさまざ  
まな現実を知ること、正しい人  
権感覚を養うこと、「おかしい」  
ことは「おかしい」と言える勇  
気を持つことが大切です。

平成8年度から、行政の取り  
組みなどを広く市民の皆さんに  
PRするために「まちづくり出  
前講座」を実施しています。10  
人以上のグループを対象に、市  
職員などが地域・学校・企業な  
どへ出向き、テーマに沿って説  
明を行い、市政への理解を広げ  
ています。人権への理解を深め

る講座として、「住みよいまちづ  
くりをめざして」「明るい職場を  
めざして」「子どもの幸せを願っ  
て」の3講座を設けています。  
昨年度は25件の利用がありまし  
た。各講座のねらいは、人権が  
尊重される笑顔あふれるまちづ  
くり、互いの人権を大切にいき  
いきと働くことができる職場づ  
くり、子どもの人権を尊重した  
きらきらと輝く子どもの育成を  
めざしています。

人権出前講座を気軽に利用し  
てください。一人ひとりの小さ  
な一歩が住みよい社会をつくる  
大きな力になります。ともに、  
人権が尊重される明るい家庭・  
地域・職場をつくっていきまし  
よう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権出前講座の申し込みは  
人権推進課へ ☎084867  
6044

### 人権標語

(高校3年生の作品)

育てよう 差別を見抜く 君の瞳を



### 定額給付金をかたった 詐欺にご注意ください

先月末、定額給付金等の申  
請書を送付しました。

原則として受け取り方法は  
口座振り込みになります。が、  
この制度を利用して、さまざま  
な詐欺が発生する可能性があります。  
あります。

例えば、

○電話で：「定額給付金の交  
付は、当市ではすでに終わ  
っている。あなただけ申請  
していないので今日中にA  
TMで受け取りの手続きを  
してほしい」、「給付するた  
めのデータ不備であなたの  
口座番号が消えてしまっ  
た。一日も早く給付したい  
ので、口座番号と名義人を  
教えてほしい」

○訪問により：「市の委託で  
給付金の受け取り代行を行  
なっている。手続きに必要  
なので通帳と印鑑を預かり

ましようまたは、身分証明  
になるものを預かりましよ  
う」など

定額給付金等の手続きは、  
市役所の封筒を使って郵送で  
行います。

例のように、電話で受け取  
り方法を指示したり、口座番  
号を確かめたり、まして、各家  
庭を訪問して身分証明を預か  
ったりするようなことは絶対  
にありません。

このほかにも、新しい手口  
の詐欺が出てくるかもしれま  
せん。新聞やテレビで取り上  
げられる被害の情報にも注意  
しておくといでしょう。

不審な電話や訪問者があつ  
た場合は、市の窓口(9ページ  
参照)に相談してください。

消費生活相談室 市役所本庁5階

☎0848676410

とき 29日を除く月～金曜日

9時～12時、13時～16時

4月の消費生活巡回相談

10日(金) 14時～16時

本郷支所

17日(金) 14時～16時

久井支所

24日(金) 10時～12時

大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

☎0848676072 FAX 0

848641003



女性の人権ホットライン  
子どもの人権110番

☎0570・070・810  
☎0120・007・110

いずれも29日(水)を除く月～金曜日  
8時30分～17時15分